令和８年（フ）第１５０３号
沖縄県うるま市勝連平安名826　ヴィラ・ベイビュー２Ｄ　野元義孝方、申立時の住所兼住民票上の住所大阪府豊能郡豊能町光風台６丁目４番地の３
債務者　植田美也子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　射場　一典
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５２６号
大阪市西淀川区千舟２丁目５番24―903号
債務者　末松　利枝
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山本　知広
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５２９３号
大阪府大東市三箇３丁目６番22号
債務者　松尾真理菜
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　早川　僚太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５４２１号
名古屋市中川区吉津１丁目2107番地　ＡｕＢｅ　Ａｕｂａｄｅ301号
債務者　林　　有里
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　鈴木　文崇
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午後１時40分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第８５７号
北九州市八幡西区陣原３丁目23番９―1002号、前住所北九州市八幡西区藤原１丁目22番15号
債務者　入口　孝嗣
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　佑一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８５８号
北九州市八幡西区陣原３丁目23番９―1002号、前住所北九州市八幡西区藤原１丁目22番15号
債務者　入口　智美（旧姓亀井）
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田中　佑一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和９年１月21日午前11時30分
５　免責意見申述期間　令和９年１月７日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第４９１号
大阪府豊中市東豊中町６丁目12番22―309号
債務者　石嶋　優香
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堤　　茂豊
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１５４６号
大阪府門真市大橋町６番12―303号
債務者　東　小百合
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　下村　尚也
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０５０号
大阪府八尾市跡部本町１丁目１番36―602号
債務者　ＭＩＴ装飾こと　生田　　充
１　決定年月日時　令和８年11月２日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　今村　　裕
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３２８７号
大阪市生野区新今里１丁目16番６―505号
債務者　谷山尚美こと　ＰＡＲＫ　ＹＯＵＮＧ　ＪＡ　朴　　英子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山内　了爾
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４５２１号
大阪府豊中市島江町１丁目３番10―101号、前住所大阪府寝屋川市池田新町４番５号
債務者　駒田　征浩
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　末永　貴寛
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９０５号
大阪府東大阪市横沼町１丁目５番５号　メゾンサンサーラ　101号
債務者　辻本　卓恭
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　田坂　駿佑
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７１号
大阪府東大阪市稲田新町３丁目12番20―320号、前住所大阪府東大阪市御厨１丁目５番17号　ベリーブロッサム　402号
債務者　将平しょうてんこと　上田　広信
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　恵美
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５１７２号
大阪市鶴見区諸口１丁目10番12―609号、前住所大阪市鶴見区今津中４丁目３番12号　ルミエール鶴見　105
債務者　ラコタこと　上田　秋子
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　村井　恵美
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５７７号
大阪府吹田市佐井寺２丁目29番５―305号
債務者　若松千紗子（旧姓小倉）
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　山口　聡子
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８号
宮崎県串間市大字都井1742番地４
債務者　磯田　　仁
１　決定年月日時　令和８年11月４日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　新福　　宏
４　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
宮崎地方裁判所日南支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第９０２号
北九州市八幡西区高江２丁目10番１号（101）
債務者　吉浦　美保
１　決定年月日時　令和８年10月30日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８０７号
北九州市小倉北区宇佐町１丁目４番20―504号
債務者　柴田　武洋
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

令和８年（フ）第８１４号
北九州市八幡西区池田３丁目５番４号
債務者　大迫　惠子
１　決定年月日時　令和８年10月29日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部